

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(日曜日は、その  
日休むときは、その  
翌日)

## 鳥取県規則第五十三号

河川法施行細則の一部を改正する規則

河川法施行細則(昭和四十年八月鳥取県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「別表第二」を「別表第二(第三条関係)」に改める。  
別表第二中「別表第二」を「別表第二(第四条関係)」に改め、同表の  
一中「七六八円」を「一、一六〇円」に、「三八四円」を「五八〇円」に  
改める。

### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則は、昭和五十年八月一日以降における流水の占用に係る流水  
占用料について適用し、同年七月三十一日以前における流水の占用に係  
る流水占用料については、なお従前の例による。

## 告 示

### 鳥取県告示第八百一号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に  
基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医  
療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政  
令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十年九月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 目 次

- ◇規 則 河川法施行細則の一部を改正する規則
- ◇告 示 保険医療機関等の指定
- 国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの
- 被爆者一般疾病医療機関の指定
- 土地改良区の設立認可の適否の決定
- 土地改良事業の認可(四件)
- 都市計画事業の認可(四件)

## 規 則

河川法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年九月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三





岸田齒科医院	鳥取産院	佐々木医院	産人科 大石医院	藤井薬局	有限会社 御舟薬局	三朝薬局	福市薬局	中原薬局	徳吉薬局	嶋尾薬局	衣笠薬局	有限会社 森下薬局	森田薬局
倉吉市東町三五一一二	鳥取市吉方温泉一丁目 六五四	東伯郡関金町関金宿 一五一五	鳥取市鍛冶町五三	西伯郡淀江町大字淀江 八三二	東伯郡三朝町三朝八八八	東伯郡三朝町三朝 九七二の六	気高郡気高町大字勝見 六九〇	気高郡青谷町青谷三八五七	気高郡鹿野町今市六 二五の二	気高郡気高町大字宝木 九一〇	八頭郡家町別府 一四九の八	八頭郡智頭町大字智頭 一六七六	八頭郡八東町大字富枝四八
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
八月二十一日	八月二十四日												

鳥取県告示第八百二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年九月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録の記号及び番号	氏 名	登録の年月日
鳥国薬第三二〇号	藤 田 光 子	昭和五十年八月二十日
鳥国医第一、九八九号	丹 生 謙 治	" " 二十九日
" 第一、九九〇号	中 尾 守 次	" " "
鳥国歯第三三二一号	領 家 和 男	" " "
" 第三三二二号	堀 江 誠	" " "
鳥国医第一、九九一号	嘉 悦 博	九月一日
" 第一、九九二号	上 岡 博	" " 三日
" 第一、九九三号	太 田 隆 正	" " 四日

鳥取県告示第八百三十三号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十年九月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和五十年九月十六日	坂 本 医 院	鳥取市元町二七二

鳥取県告示第八百四十四号

昭和五十年七月十六日付けで東伯郡赤碓町大字竹内三六六番地中井孝ほか十九人の者から申請のあつた勝田川土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年九月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書及び定款の写し
- 二 縦覧に供する期間

昭和五十年九月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碓町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百五十五号

東伯郡東郷町大字漆原一三四番地小谷正己ほか二十四人の者から申請のあつた土地改良（長谷地区樹園地農道網整備）事業については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年九月十二日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和五十年九月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百六十六号

国府町から申請のあつた町営土地改良（吉野地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年九月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年九月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八十七号

河原町から申請のあつた町営土地改良(弓河内地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年九月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年九月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八十八号

日野町から申請のあつた町営土地改良(下榎地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年九月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年九月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年九月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業 第五・四・一号 美保公園

三 事業施行期間

昭和五十年九月十九日から昭和五十七年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

鳥取市吉成字鯛田、字新田、字土居垣、字松之下、字若宮、字逆川、字西分木、字西ノ欠、字六反田及び字内記田地内  
使用の部分  
なし

鳥取県告示第八十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年九月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

倉吉市

二 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画公園事業 第三・三・一号 上灘中央公園

三 事業施行期間

昭和五十年九月十九日から昭和五十三年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

倉吉市下田中字萬場、字上隈田、字東割田、字西割田及び字石ヶ坪

地内

使用の部分

なし

鳥取県告示第八百一十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年九月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

三朝町

二 都市計画事業の種類及び名称

三朝都市計画公園事業 第五・五・一号 三朝高原公園

三 事業施行期間

昭和五十年九月十九日から昭和五十二年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

東伯郡三朝町大字三朝字穴谷及び大字砂原字尾山地区

使用の部分

なし

鳥取県告示第八百一十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年九月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画公園事業 第二・二・十二号 御所原公園

三 事業施行期間

昭和五十年九月十九日から昭和五十一年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

米子市福市字道端地区

使用の部分

なし